

## プライベートマリーナ契約のご案内

### 1) 契約締結資格者

- ワッセナー地区の戸建て、マンションを所有されている方。
- 所有者が複数の場合は1名に限定させていただきます。

### 2) 係留艇の制限

- 契約者自らが使用する艇1隻とし、営利を目的とするものを除きます。
- 棧橋に応じた係留可能な艇サイズは以下を限度とします。

艇サイズ	30ft棧橋	35ft棧橋	40ft棧橋	50ft棧橋
艇 長	9m	10.5m	12m	15m
艇 幅	3.5m	4m	4.5m	5m
喫 水	1.8m			

### 3) 契約に伴う費用

施設利用料 (A+B+C)	A.権利金 (契約初年度、税別)	毎年の施設使用料 (税別)	
		B.基本料金※	C.水門回数料金 (片道)
戸 建 て	艇の大きさ×1万円/ft※	艇の大きさ× 3,500円/ft・年	1,500円/回 (7時～20時)
マンション	35万円 (一律)		3,000円/回 (20時～翌朝7時)

※艇を変更する場合で、艇サイズが大きくなった場合は、権利金・年間基本料金の差額をご負担頂きます。

尚、艇サイズが小さくなった場合、差額返金は致しません (年間基本料金は変更月より適用となります)。

